印紙

不要

委　託　契　約　書（案）

　長野県長野建設事務所長　　　　　（以下「委託者」という。）と○○○○○○○○○○（以下「受託者」という。）は次の条項により、令和６年度　県単諏訪湖等管理事業に伴う排水機場自家用電気工作物保安管理業務に関する委託契約を締結する。

　なお、本契約の委託業務は、末尾に定める「保安管理業務の細目及び基準」（以下「細目及び基準」という。）に基づくものとする。

（総則）

1. 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委託業務）

第２条　委託業務の名称等は、次のとおりとする。

　(１)　業務の名称

　　令和６年度　県単諏訪湖等管理事業に伴う排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託

　(２)　業務の内容

　　　別添「令和６年度　自家用電気工作物保安管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

　(３)　事業場の名称

　　　　蛭川排水機場

　(４)　事業場の所在地

　　　　長野市松代町東寺尾1059-1

　(５)　需要設備

　　　　設備容量　3kVA

　　　　受電電圧　105V

　　　　非常用予備発電装置 　該当設備なし

　　　　常用発電設備　該当設備なし

　(６)　発電所

　　　　逆潮流無　種類　ディーゼルエンジン、容量　300kVA、発電電圧　440V、２基

　　　　　　　　　種類　ディーゼルエンジン、容量　 40kVA、発電電圧　220V、１基

　　　　逆潮流有　該当設備なし

（履行期間）

第３条　委託業務の履行期間は、令和６年４月1日から令和７年３月31日までとする。（元号が改正された場合は、新

　　　元号に読み替えるものとする。）

（委託料）

第４条　委託料は、○○○○○円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○○円）

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、〇〇〇円とする。ただし、長野県財務規則第143条第３号の規定により、その納付を免除す

　　　る。ただし、受託者が契約内容を履行しないときは、契約保証金に相当する額を徴収するものとする。

（委託業務の処理方法等）

第６条　受託者は、細目および基準に基づき委託業務を実施しなければならない。

２　受託者は、細目及び基準に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

３　受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

４　受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（点検回数）

第７条　受託者の行う細目及び基準の点検回数は、次のとおりとする。

　(１)　月次点検　需要設備においては毎月１回以上、発電所においては毎月１回以上

　(２)　年次点検　年１回

　ただし、年次点検を行う月は、月次点検をあわせて行うものとする。

（業務完了報告及び検査）

第８条　受託者は、毎月、前条に定める委託業務完了後10日以内に委託業務完了報告書（成果品）を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

３　受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し再度検査を受けなければならない。

４　前２項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

（委託料の支払）

第９条　委託者は、毎月、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

２　委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えたときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（権利義務の譲渡及び承継）

第10条　受託者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由がある場合があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

（再委託の禁止）

第11条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

（相互の義務）

第12条　委託者は、受託者が実施する保安管理業務に関し受託者に協力するとともに、受託者の指導、助言した事項及び受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

２　委託者は、保安規程に従い、電気工作物の自主保安につとめるものとする。

３　委託者は、電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、受託者に意見を求めるものとする。

４　委託者は、電気関連法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に提出する書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には、その作成及び手続きについて受託者に指導、助言を求めるものとする。

５　受託者は、委託者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか問診を行うものとする。

６　受託者は、委託者の保安規程に基づき保安管理業務を誠実に行うものとする。

（相互の連絡）

第13条　受託者及び委託者は、保安管理業務を的確に遂行するうえで必要となる事項について、細目及び基準第２項に定めるところにより相手方に連絡するものとする。

（連絡責任者等）

第14条　受託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を受託者に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するとともに、契約の履行に関して受託者との連絡にあてるものとする。この場合、委託者の需要設備の設備容量が6,000kVA以上であるときは、その連絡責任者は、電気事業法第43条第２項の選任許可基準（「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の２．(1)②イからホに掲げる者）又はそれと同等以上の資格を有する者とする。

２　委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるとともに、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

３　委託者は、前各項に変更が生じた場合は、受託者に通知するものとする。

４　委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

（保安業務担当者等）

第15条　受託者は、保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第52条の２第１項第２号イ及び附則第３条（平成15年７月１日経済産業省令第80号）に適合する保安業務従事者をあてるものとする。

２　保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

３　保安業務担当者及び前項の保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行させ保安管理業務の実施を補助させるものとする。

４　受託者は、保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により委託者に通知するものとし、変更が生じた場合も同様とする。

５　委託者は、前項の通知を受け保安業務担当者及び保安業務担当者より点検を指示された保安業務従事者と面接等を行い、本人確認を行うものとする。

（点検結果等の確認と記録の保存）

第16条　委託者は、受託者が実施した保安管理業務の点検結果等について、保安業務担当者等からの報告を受けるものとする。

２　点検結果等に係る次の記録は委託者受託者双方において原則３年間保存することとする。

　(１)　点検、測定及び試験の記録。ただし、試験記録のうち絶縁油に関する記録は次回試験実施まで保存するものとする。

　(２)　電気事故に関する記録。

３　委託者は、主要電気機器の重要な保全補修の記録を、必要期間保存するものとする。

（契約内容の変更）

第17条　委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

２　前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

３　委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第18条　委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

　(１)　受託者が、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかに認められるとき。

　(２)　受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

　(３)　前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときはこの限りではない。

（談合その他の不正行為による解除）

第18条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

　(１)　公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

　(２)　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第18条の３　委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受任者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第18条の４　委託者は、委託者の歳出予算について、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

２　受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第19条　受託者は、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第８条第１項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務の完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

２　委託者は、その責に帰すべき事由により、第９条第１項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5％の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

３　受託者は、第18条から第18条の３までの規定により契約が解除されたときは、第５条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

４　受託者は、第１項又は第３項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第20条　受託者は、第18条の２の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第18条の２第１号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りではない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することが妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第21条　受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第22条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（Ａ）この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

（Ｂ）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

［注］（Ａ）は紙の契約書を作成する場合、（Ｂ）は電子契約を行う場合に使用する。

　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　委託者　　住　　所　　長野市大字南長野南県町686-1

　　　　　　　　　　　　　職・氏名　　長野県長野建設事務所長　　　　　　　印

　　　　　　　　受託者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

契約保証金の納付を免除する場合は、第5条の規定を次のとおりとする。

（契約保証金）

第５条 契約保証金は、○○○○円とし、財務規則第143 条第○号の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。